

## 公益社団法人 世田谷法人会 会費規程

### (目 的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会費の種類)

第2条 この法人の会費年額は、「別表1」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

### (会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

### (会費の納期)

第4条 当該年度の会費の納入は、年1回とし、毎年4月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時にすみやかに納入するものとする。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から自動引落としにより納入する。ただし、自動引落としを希望しない場合は、振込によることができる。

### (中途入会の会費)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

### (会費の滞納)

第6条 会員が定款第8条第1項第5号に該当すると判断した場合、2ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、この法人の理事会の承認を得なければならない。

### (その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

## 附 則

- 1 本規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 本規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 3 本規程は、令和6年3月27日から施行する。

別表1

	資本金	年額
正会員	1,000万円未満	9,600円
	1,000万円以上 2,000万円未満	14,400円
	2,000万円以上 5,000万円未満	30,000円
	5,000万円以上	42,000円
	合資会社、合名会社、管内に事業所を有する法人の 支社・支店・営業所等、医療法人、学校法人、宗教 法人、NPO法人、公益法人、社会福祉法人等	9,600円
	同族関係にある会社	4,800円
	賛助会員	7,200円

※同一代表者の別法人については会費免除とする。